

様式第1号（第8条関係）

笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金認定申請書

年 月 日

笠岡市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金の認定を受けたいので、笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 利用者（購入者） <input type="checkbox"/> 所有者（貸主） <input type="checkbox"/> 利用者（借主）	
物件番号及び所在地	No.	笠岡市
契約区分	<input type="checkbox"/> 売買契約 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約	
契約年月日	年 月 日	
所有者	住 所	
	氏 名	
利用者	住 所	
	氏 名	
工事期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日	
施工予定箇所及び施工内容		
総工事費	円	
助成対象経費	円	
認定申請額	円（1,000円未満切捨て）	
施工業者	所在地	笠岡市
	名称	
	代表者	
	電話番号	

**【添付書類】**

- (1) 見積書及び明細書の写し（助成対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの）
- (2) 工事を施工する空き家の位置図，外観及び施工予定箇所の写真
- (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 誓約書（売買契約の場合は様式第2号，賃貸借契約の場合は様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）（売買契約用）

笠岡市長 様

## 誓 約 書

私は、笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金の認定申請にあたり、次のことを誓約します。

記

### 誓約事項

- 私は、次の全ての事項に該当しません。
  - 暴力団（笠岡市暴力団排除条例（平成24年笠岡市条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員（条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者（笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年笠岡市告示第23号）第2条第4号アからカまでに該当する者をいう。）
  - 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
  - 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- 笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金を使ってリフォーム工事を施工する物件の所在地に、当該工事完了後、交付申請書の提出までに住民票を異動し、助成金の交付決定の日から3年以上定住します。

また、助成金の交付決定の日から3年以内にやむを得ずこの物件から退去しなくてはならない事情が生じた場合は、助成金の交付決定の日から3年を経過するまでの期間、当該物件を空き家バンクに再登録し利用者を募集します。

○物件番号及び所在地 No. \_\_\_\_\_ 笠岡市 \_\_\_\_\_

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

様式第3号（第8条関係）（賃貸借契約用）

笠岡市長 様

## 誓 約 書

私は、笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金の認定申請にあたり、次のことを誓約します。

記

### 誓約事項

- 私は、次の全ての事項に該当しません。
  - 暴力団（笠岡市暴力団排除条例（平成24年笠岡市条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員（条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者（笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年笠岡市告示第23号）第2条第4号アからカまでに該当する者をいう。）
  - 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
  - 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- 笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金を使って施工するリフォーム工事の内容に同意し、工事完了、賃借人の入居に向けて、誠意をもって対応します。
- 賃借人は、当該リフォーム工事を施工する物件の所在地に、工事完了後、交付申請書の提出までに住民票を異動し、助成金の交付決定の日から3年以上定住します。

また、助成金の交付決定の日から3年以内にやむを得ずこの物件から退去しなくてはならない事情が生じた場合、賃貸人は、助成金の交付決定の日から3年を経過するまでの期間、当該物件を空き家バンクに再登録し利用者を募集します。

○物件番号及び所在地 No. .... 笠岡市 .....

年 月 日

賃貸人（貸主） 住 所  
氏 名

賃借人（借主） 住 所  
氏 名